

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 6 月 1 5 日（月曜日）

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成21年6月15日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 3 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長 日 下 昭 治
委員 林 一 哉
委員 高 木 武 雄

副委員長 木 内 欽 市
委員 向 後 和 夫
委員 林 俊 介

欠席委員（1名）

委員 伊 藤 鐵

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（15名）

副 市 長 増 田 雅 男
水 道 課 長 横 山 秀 喜
病 院 技 監 作 田 重
病院契約室長 太 田 信 春
病 院 再 整 備 室 院 長 鏑 木 友 孝
病 院 エネルギー課長 椎 名 秋 雄

病院事務部長 渡 辺 清 一
国 民 宿 舎 堀 川 茂 博
支 配 人
病院事務次長 石 鍋 秀 和
病院経理課長 鈴 木 清 武
病院整備課長 永 嶋 英 和
そ の 他 担 当 員 4 名
職

事務局職員出席者

事 務 局 長 加 瀬 寿 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により欠席させていただきたいとのことでしたので、ご了解願いたいと思います。

なお、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解願いたいと思います。

しばらく休憩します。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、公営企業常任委員会の開会、ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部からご審議をお願いいたします案件は、議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての議案1件でございます。

質問は簡潔に答弁するように努めてまいりますので、可決くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、新型インフルエンザの件で報告させていただきます。

去る6月11日木曜日に、市内在住37歳の男性、自営業が患者と確定されました。この患者は、6月7日日曜日に香港から帰国、10日水曜日に発熱、中央病院の簡易検査で陽性となりました。

さらに、県衛生研究所でPCRの検査を実施した結果、新型インフルエンザ患者と確定され、現在、中央病院に入院中です。

また、この患者の家族は、妻と2歳の子どもで、健康状態に異常はないとのこと。

なお、最初の患者でありました29歳の主婦と1歳の子どもの親子は、去る6月11日木曜日に退院いたしました。

また、二中の女子生徒についても、熱も下がってきており、容体も安定しているとのことでございます。

以上です。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、増田副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様、しばらくそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（副市長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

それでは、議案第3号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） おはようございます。それでは、訪問看護ステーション概要ということでご説明いたします。

議案説明でも行いましたけれども、この訪問看護ステーション、旭中央病院が10月に開設したいということで議案で提案しております。

まず、名称でございますが、「訪問看護ステーション旭こころとくらしのケアセンター」ということで、所在地は旭市横根3501、現在の飯岡診療所の2階、現在は使用しておりませんが、その2階を利用して訪問看護ステーションをオープンさせたいと。開設予定日は10月1日。

職員構成なんですが、管理者として、これは看護師の資格を持っている者が1名及び看護師として訪問看護を行う者が4名、ほかに事務員として、そこに常駐しております者が1名ということになります。

また、夜間の体制なんですが、24時間の連絡体制、これは夜間に転送電話で必ず担当の看護師につながるというようなシステムでございます。これを当初から導入するというので検討しております。

開設時の予定利用者数なんですが、60名。これは現在、精神科のほうで訪問看護を行っております。この人数が60名でございますので、そのまま訪問看護ステーションのほうに移動すると。ですので、ここ数か月間で利用者数が増えてくると。開設時には60名以上ということも考えられますけれども、現在、最低での試算を行っておりまして、60名ということで考えております。

開設時に必要なものとしては、これは利用者宅、あるいは家族の方に訪問するということになりますので、訪問に使用する車両4台。これは上に書いてあります看護師4台分ということでお考えいただければ結構だと思います。あとほかに1台は、病院のほうの車をそのままステーションのほうに移動しまして使うということになりますから、都合5台で運営することになります。

そのほかにもシステムの導入費用、当初、パソコンですとか介護の支援ソフトというものがが必要になってきます。あとは事務機器ということで、机、書庫などがございます。

その下に書いてあります、ここに書いてありますが、事務室と面談室、汚物処理室等の設備が独自に必要なということです書いてございまして、訪問看護の場合は、病院の中の1診療科ということで、内科ですとか外科ですとか同じような形になりますけれども、訪問看護ステーションは独立しております。ですから、上のほうに書いてあります管理者とし

て県のほうに1名、看護師を届け出ると。これは看護師か保健師しかできませんので、届け出ることになりますので、単独の事務室、あるいは利用者ですとか、また家族の方の面談室、あと訪問しますので、そのときに出了た汚物ですね、その辺の処理を行うという設備は独自に持ってください、兼用はできませんということで県の指定がございます。それでここに書いてございます、事務室、面談室、汚物処理室等の設備が独自に必要であると。

その他に書いてございます。訪問看護ステーションは、介護保険の指定居宅サービス事業所ということでございますので、指定申請を行うと。これはもう単独で独自に訪問のサービスを業としてできるということでございますから、それによりまして、収入的にも、現在の訪問看護ステーションの倍の収入がほぼ確保できるということで考えております。

そのような形で、今後、居宅に移った方に少しでも看護サービスを提供して、この地で安心して暮らせるような訪問看護ステーションを設置したいと思ひまして、今回、上程させていただきました。

説明は以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今の説明でほぼ理解できたんですけども、一・二点お願いしたいと思ひます。

今後、この介護保険の指定居宅サービス事業所として認定されるわけですね。そうした場合に、今やっている精神科の患者さんを主にやるということでございましてけれども、今後、それをほかのサービスまで広げる予定があるのかどうかということと、それと、これはあくまでも精神科のみの看護サービスにするのか。

それともう一つ、いろいろ事務所の設備等をちょっと改造するようなんですけれども、これはどのくらいの予算的な金額、前回聞いたような気もしているんですけども、その辺もう一度お願いいたします。

以上、2点お願いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） まず第1点でございまして、現在は精神科を中心として、精神

科の患者様が退院しまして、そのまま在宅で安心して生活できるようにということでございます。それで、訪問看護ステーションとしては、その精神科の療養、それを加味するという事で訪問いたしますが、今後、訪問看護師の数が増えていった場合には、どうしても在宅化していく高齢者の方の介護も必要になってくるのではと思っております。

ただし、これは期間的にじゃいつからということになりましても、訪問看護師として応募する方というのは、在宅に行っている方の家族との人間関係が非常に大切になってきますから、看護師の資格は持っているから誰でもできるという職種では、ちょっと私はないと思っていますので、この辺はスタッフがそれなりの教育がされて、また家族との人間関係ができてきてという形になってきた場合には、精神科に単独ではなくて、やはり訪問看護として、高齢者の方の在宅看護をサービスしていくというような形で、一般の方も見ていくような形になるのではないかと思います。

ただし、これをいつからというようなことはございませんし、期間としては限定できません関係と、それとあと市内には3か所の訪問看護ステーションがございまして、1か所がリハビリを中心とした訪問看護ステーション、もう1か所が高齢者の介護といたしますか、そちらを中心とした訪問看護ステーションでございまして、その連携を図りながら、なおかつケアプランの中で私どものステーションが指定されるということが非常に大切になってくると思いますので、この辺、最初の立ち上げは、精神科のほうで中心的にさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

あとは設備の件なんですけど、当初考えております総体的な設備なんですけど、一番高いのが軽自動車の購入費用、これがだいたい500万円程度かかると。あとは改装といいましても、飯岡診療所はもう個別的な部屋ができておりますので、そこに面談室ですとか、そのプレートを張るだけというような形でほぼ対応できると思っております。

その関係では、最初のインシヤルコスト、最初の初期費用は、先ほどお話ししました軽自動車と、あとパソコン費用と、それと一部それに伴います洗濯機ですとか、汚物を処理しなければいけないのがございますから、その程度のものは必要なんですけれども、家庭のちょっとアパートに引っ越すのに毛が生えた程度ですので、数十万円では予算はおさまってしまうのではないかと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(日下昭治) 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(日下昭治) これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日下昭治) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(日下昭治) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

病院経理課長。

○病院経理課長(鈴木清武) 先般、予算繰越ということで報告第4号及び報告第5号でご説明させていただきましたけれども、もう少し詳しく説明させていただきたいなと思ひまして、まず報告第4号なんです、これは再整備事業の本体工事の20年度予算、これが予算計上額1億6,380万円に対して、翌年度、次年度繰り越しということで、1,638万円を繰り越しする

ものです。これは用紙は手元にございませんで、私のほうの説明ということでちょっと聞いていただきたいんですが、これについては、本体工事については、年度、年度で手付金という形で30%を払っております。それから、当年度の出来高に対して10分の9を払うというような形で、残りの部分を今回、逓次繰越という形でさせていただきました。そういうことで、本体工事については、順調にただいま工事のほうは進んでおります。

それから、報告第5号のほうの予算繰越の中の放射線関係なんですが、これについては建物関係は、当初予算で3億3,043万5,000円という予算計上をいたしました。これが落札金額が1億6,327万5,000円ということで、不用額1億6,716万円をしております。この理由はなぜかといいますと、当初予算の段階では、PET棟の2階から患者さんをそのまま新しい所に出入り可能なような形で予定しておりましたが、これを1階部分からの出入りに変更することによって、予算を大幅に不用という形でできました。

それから、この建物の工事が遅れた理由としましては、委員の先生方も皆さんご存じだと思うんですが、設計図書に不具合が生じて入札を一たん中止したこと。それから、空調及び衛生設備工事の入札参加者が開札日の前日までに1社しかなく、やむを得ず競争入札を確保するために、一たん入札を中止して、再度、入札を実施したということで、こういった事情で放射線治療施設に関しては、ちょっと工期が少し遅れております。

ただ、現在の工事については順調にやっておりますので、建物の関係は、8月の下旬ぐらいには完成する見込みです。

それから、建物が完成しますと、今度、機械本体が入りますので、この機械本体の実際の使用開始になるのは、だいたい11月の末ぐらいには完成し、使用できるというように見込んでおります。

それから、もう一つ、文書管理システムというものが、これが全額繰り越しになっているんですが、これは通常、ドクターペンと言われるもので、これは電子カルテシステムと連動させるための対応で時間を要したということですが、これは6月の初めには使用開始になっておりますので、現在使用されております。

それから、透析通信システム、これが4,515万円、これが全額、翌年度繰り越しとなっておりますが、これもやはり同じように、電子カルテシステムと透析システムの連携に不具合が生じまして、これはこの12月ぐらいをもって完成する見込みで今現在やっております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鎗木友孝） 私のほうからは、再整備事業の進捗状況をご報告させていただきます。

新本館の建設工事につきましてでありますけれども、工程どおり順調に進んでおります。

土木工事につきましては、5月1日から萬力Ⅱ期地区へ建設発生土の搬出を開始しております。まして、5月22日、予定数量の約2万7,000立米の搬出を完了いたしました。

また、文化の杜への搬出でございますけれども、5月25日に開始いたしまして、6月10日までに場内からの掘削を完了いたしまして、7月5日ごろまでには、仮置き場のほうから約2万8,600立米の搬入を予定しているところであります。

場内につきましてでありますけれども、6月11日には作業用の構台の構築が完了いたしまして、鉄筋などの資材の搬入が急ピッチで進んでおります。

基礎の耐圧盤の鉄筋工事が6月5日から始まりまして、配筋が完了した工区からコンクリートを打設してまいります。今後は、毎週末を中心にコンクリート工事が行われることになっております。

その次にありますけれども、駐車場整備につきましてですが、新たに病院の隣接地区を確保することができましたので、今後、そちらのほうを患者駐車場として整備してまいります。

それから、次に、新本館の熱源設備工事についてご説明いたします。

これにつきましては、お手元にA4横1枚で写真入りの図を用意させていただいているところですが、こちらのほうは3月定例会の全員協議会で説明させていただいたところでありまして、トータル的なコスト面から自前で整備するほうがよいということで、現在、この熱源設備工事につきましては入札をしているところであります。

工事の内容についてでありますけれども、各室の冷房や暖房などの空調と、浴室や手洗いの給湯などの設備工事になっております。

具体的な使用資材につきましては、そこに記入してありますように、空冷ヒートポンプチラーの4台、それから水冷チラー2台、貫流ボイラー4台、それから蓄熱槽の断熱防水工事となっております。入札日は6月26日の予定でございます。

なお、今後、入札が予定される主なものとしましては、計画どおり医療ガスの供給設備工事を7月中に、それからLAN、ネットワーク整備を8月ごろに、そして厨房設備工事を22年度に行う予定でございます。

私からは以上でございます。

○委員長（日下昭治） ただいま病院の説明がございました。

それらにつきまして何かお聞きしたい点がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） ほかに所管事項の報告はございますか。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 実は3月議会のときに20年度の決算予想という形で、この場でご説明させていただいたときには、3億1,000万円というのは前年の利益だったんですが、それを数千万円上回る程度でという形でご報告させていただいたんですが、正式には9月議会で議会の承認を得てからになるんですが、現在3億9,900万円ということで、昨年よりも8,900万円ほど利益増という形で手続きのほうをさせていただいています。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（日下昭治） 何か委員の皆さんでお聞きしたい点ございましたらお願いしたいと思いますが。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） ほかに所管事項の報告ありますか。

国民宿舎のほうは現地での説明をお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。現地視察しながらやる予定でございますので。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） ほかに所管事項ございませんでしょうか。お聞きしたい点もないということでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時23分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治